

医労連共済 加入拡大・推進ニュース 10

2012年 10月 16日発行 日本医労連共済事業局

ええっ～、加入率100%達成！

10月1日からの日本医労連の「組合員拡大・共済推進、秋の拡大月間」のとりくみで全国各地からご報告をいただいておりますが、**北海道医労連・油石博敬書記次長**から「チョ～すごい報告」が…。なんと、**個人共済加入率100%達成単組**の報告です。

署名も、拡大も、**大暴れ!**(道医労連共済ニュースより) **恵和会労組**

道医労連共済ニュース10月12日号「新署名も既に目標の777%と達成している最近大暴れ中の...もとい、最近大奮闘中の『恵和会労組』から・・・」と紹介されているのが**北海道の恵和会労働組合**。北海道医労連では、9月28日～29日に執行部合宿を行いそこで共済学習会も開催。参加していた**恵和会労組の塚本美香執行委員長**が「あと数名なので共済加入率100%をやります！」と決意表明。その約束どおり「長年組合員で、どーせ入らないだろうと声をかけずにいましたが、未加入組合員の最後の一人だったので、『この一人が入ったら100%加入達成になる!』と思い、『7型800円でいいから入って!』と声をかけました。パンフを渡して、『絶対いいから入って!』と念を押すと『わかった入るよ』と答えてくれ、後日加入書を受け取りに行くことに。すると、7型に医療16口、交通4口を上乗せして加入してくれました。入らないだろうと勝手に思い込まず、誰でも声をかけたほうがよいと思った。医労連共済は自信を持ってすすめたい!! 組合員100%加入達成物語でした」との報告書が北海道医労連へ。決意表明を即座に実行に移す奮闘に拍手、拍手!!

23期の個人共済の還元金について

23期決算では欠損が生じました。個人還元金の実施は、給付関係(70%)での剰余が出た場合が前提です。過去には給付関係で欠損が出て個人還元金を実施した事もありましたが、この間の給付の増加傾向や今後自然災害が多発する恐れが指摘されている状況の中では、異常危険準備や積立金の確保なくして、組合員に対して医労連共済の安心・安全を保障する事は出来ません。

先の理由から、23期の個人還元金(個人還元金の対象は、2012年6月に個人共済、組織共済S型、組合員全員加入一律型組織共済に加入の方です)の実施を行わないものとします。

よろしくご了承ください。

医労連共済は年末所得税控除の対象になりません

民間生保等の掛金が控除の対象になるのは、税制面での優遇措置をすることで生保等への加入促進を国が後押ししているからです。年間の掛金を10万円以上支払った人に5万円を限度に所得控除(年間の所得額から5万円引かれる。*税額控除ではない)されます。

医労連共済は、仲間の助け合いであり、監督官庁を持たないことから税法上の特別措置がありません。そのかわり、法の規制を受けることもなく、だからこそ、助け合い制度として安い掛金で厚い給付(掛金の70%を給付にあてる制度設計)が維持できます。(全労済、JA共済、COOP共済なども民間保険と同じように監督官庁があり、法的規制を受けるので掛金は、年末所得税控除の対象となります)